

内部統制システム構築の基本方針

2006年6月15日制定・同日施行
2010年6月30日改正・同日施行
2012年11月1日改正・同日施行
2013年5月13日改正・同日施行
2014年7月1日改正・同日施行
2015年5月12日改正・同日施行
2015年7月1日改正・同日施行
2016年1月1日改正・同日施行
2021年6月22日改正・同日施行

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「経営理念」「経営目標」等に基づき、信頼確保に向けた社内体制の整備を図る。

取締役会による取締役の職務執行の監督、「常勤役員会規程」その他の社内規程に基づく常勤役員会、各種委員会における審議、「内部監査規程」に基づく内部監査、「コンプライアンス推進規程」に基づくコンプライアンス推進委員会による法令、定款等の遵守状況の検証並びに「内部通報規程」に基づく内部通報制度等により、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制をとる。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令に基づく株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書、「文書規程」に基づく稟議書、報告書等の業務文書、「経理規程」に基づく帳簿、伝票、書類等の会計関係書類の保存及び管理並びに「情報セキュリティポリシー」「個人情報の保護に関する規程」等に基づく所有情報資産の適切な保護等により、取締役の職務の執行に係る情報を適正に保存及び管理する体制をとる。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」に基づく危機管理委員会による危機対応策の検討、災害対策実施に関する規程類に基づく事故及び災害の発生に対応し得る体制の整備、鉄道事業における「安全管理規程」「安全推進委員会規程」に基づく安全推進委員会等による運輸安全マネジメント体制の確立、「予算執行委員会要領」に基づく予算執行委員会による契約等取引の適正確保並びに「社有財産管理規程」等に基づく社有財産の維持保全等により、損失の危険の管理を適正に行う体制をとる。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「事業計画」「総合予算管理規程」に基づく予算管理等による計画的な業務執行、「業務規程」「決定権限規程」等に基づく組織、分掌及び職制による効率的な運営体制、「規程類の管理運営規程」に基づく社内規程類の整備等により、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制をとる。

5 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社が定める「グループ会社指導方針」及び「グループ会社管理規程」を準用し、当社と子会社間の意思疎通の連携を密にし、子会社の「長期経営計画」「事業計画」等の進捗管理を行うとともに、定期的な経営状況の報告はじめ、子会社から必要に応じ適宜報告を求めることを通じて、危機情報の適切な把握とその対応支援に努めることとする。

また、子会社の取締役の職務の執行にあたっては、経営の機動性及び自主性に配慮しつつ、事業規模・特性等を勘案した上で効率的な組織形態・機関を定めるほか、当社の取締役及び使用人を子会社の役員として派遣することにより、企業集団としての一体的経営及び効果的な統制に努める。また、親会社が定める「企業倫理規範」「コンプライアンスマニュアル」の研修等を通じて、子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制をとる。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、また当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は総務室から選任するものとし、当該使用人は、監査役から指示を受けた場合には、専ら監査役の指示に従うものとする。

7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、またその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社又は子会社の業務若しくは業績に影響を与える重要な事項について監査役にその都度報告すること、また監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来る体制をとる。この場合、報告を行ったものに対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをしない。

内部通報制度の運用にあたっては、「内部通報規程」において情報提供者に対して一切の不利益取り扱いを行ってはならない旨を定めているほか、内部通報事案が発生した場合には、監査役に報告することとする。

当社は、監査役がその職務遂行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求が監査役の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、不合理に支出を留保しない。